

記入のポイント 保存活用計画書(3/4)

3 景観の保存、育成及び創造に関する事項

□景観づくりの目標像



将来の景観づくりのイメージをまとめます

- ・10年、20年後の地域が目指すべき景観づくりイメージをまとめます。
- ・また、将来的な景観づくりに関わる多様な主体による関わりのイメージも併せてまとめていただきます。

□法律や条例などによる景観上の規制誘導事項

都市計画等の指定図



景観の形成に関する既存の制度をまとめます

- ・景観づくりを考える上では、現在の制限内容を確認することは、保全方策を考えていくためには基本的な情報です。
- ・府や市町村で指定状況が確認できますのでご相談ください。

□景観づくりの取組

[現状]



[課題]



[解決のためのアイデア]



景観を保存、育成、創造していく取組をまとめます

- ・景観づくりには、自然や歴史的な資源を守ること、今ある身の回りのものを魅力あるものに育てること、後世に残すべき新たな資産として創り出すこと、など様々な取り組み方法があるとともに、府民、まちづくり団体、行政などの多様な関わりがあります。
- ・景観づくりの目標像を実現するため、現状や課題を踏まえ、解決のアイデアや取り組み方針をまとめています。

point 10
記載内容を示す写真等
(随時)

保存活用計画書チェックポイント③

良好な景観を誘導する

1. 法律について

1-1. 都市系

都市計画法

都市計画区域	土地利用の規制・誘導、都市施設整備等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域
市街化区域	計画的に市街化を図るべき区域。用途地域等の土地利用のルールを定めます
市街化調整区域	市街化を抑制するため、開発行為は原則として抑制されます
用途地域	住居、商業、工業系など市街地の大枠としての12種類の土地利用を定めます
高度地区	建物の最高限度等を定め、景観を含めた市街地の環境を整えます
地区計画	地区の特性に応じたきめ細かな土地利用や建築方法を定める計画
風致地区	樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域等の風致を維持保全する地区

景観法

景観計画	景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画
景観地区	より積極的に景観の形成や誘導を図っていく地区
景観協定	景観計画の区域内で建築物等の形態、デザイン、色彩などについて、住民等の全員合意で締結する協定

建築基準法

建築協定	建築基準法等の基準に、建物の用途・高さ・壁面後退等の制限を住民等の全員合意で締結する協定
------	--

緑地保全法

緑化協定	樹木等の種類と植栽場所、垣・柵の構造などについて、住民等の全員合意で締結する協定
------	--

1-2. 農山漁村系

農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域…今後10年以上にわたり総合的に農業振興を図るべき土地であり農地転用等に許可が必要 農用地…宅地の造成、建物の設置等は厳しく制限されており、原則として開発行為は不可
森林法・保安林	水源の涵養、風致の維持等のため、森林の施業や転用に一定の制限があります

1-3. 自然系

自然公園法	優れた自然の風景地の保護と利用増進を図るために、国立公園、国定公園、自然公園等を指定し、一定の開発行為を規制
-------	--

1-4. その他

文化財保護法

重要伝統的建造物群保存地区	周辺の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、価値の高いものを文化財として国が指定
重要文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものとして、国が選定

2. 京都府及び市町村の条例について

京都府豊かな緑を守る条例、京都府文化財保護条例等に基づく地域指定等、さらに市町村が景観に関する条例を定めることにより、景観の規制誘導を行っている場合があります。